

就学支援金による学納金の算定（令和7年度入学生）

令和6年度（令和5年分）市県民税所得課税証明書（例）

住所	佐伯市鶴谷町2丁目1番10号						
氏名	文理 太郎			生年月日	昭和40年7月1日		
総所得金額	合計所得金額	総所得金額等	市民税		県民税		年税額
3,000,000	3,000,000	3,000,000	所得割	均等割	所得割	均等割	
課税標準額			100,000	3,500	60,000	2,000	165,500
総合		分離					
1,800,000		0					
配偶者控除等	扶養人数の内訳				本人該当	備考	
該当なし	一般	特定	老人	同老	16未	内) 障害	
	1					普	特
収入・所得の内訳			所得控除の内訳		税額控除等の内訳		
給与収入		4,500,000	社会保険料	600,000	総所得	100,000	60,000
給与所得		3,000,000	生命保険料	100,000	算出所得割	100,000	60,000
※以下空白			扶養控除	330,000	調整控除	3,000	2,000
			基礎控除	330,000	差引所得割	100,000	60,000
			控除合計	1,360,000	減免前均等割	3,500	2,500
			※以下空白		差引均等割	3,500	2,500
					※以下空白		

【学納金目安一覧表】

①	算定式より 304,200円以上	就学支援金0円	学納金(月額)
		授業料33,000円 施設拡充費等諸費10,500円	43,500円

②	算定式より 154,500円以上 304,200円未満	就学支援金9,900円	学納金(月額)
		授業料23,100円 施設拡充費等諸費10,500円	33,600円
※大分県授業料減免制度により月額10,000円の補助が受けれます(奨学生Aは対象外)			

③	算定式より 154,500円未満	就学支援金33,000円	学納金(月額)
		授業料0円 施設拡充費等諸費10,500円	10,500円

※記載されている住所、氏名、生年月日、金額は、架空のものです。

※所得課税証明書発行時に市町村民税の調整控除の額が記載された詳細の所得課税証明書を発行してもらうようにしてください。

【就学支援金算定式】

課税標準額（課税所得額）× 6% - 市町村民税の調整控除の額

(例) 1,800,000 × 6% - 3,000 = 105,000円

※学納金目安一覧表より③となります

※親権者が2人の場合はそれぞれ計算式にあてはめて、10の位以下を切り捨てをした合計になります。

《施設拡充費等諸費10,500円内訳》

(施設拡充費5,450円、実験実習費2,500円、PTA会費600円、生徒会費550円、文化体育後援会費1,000円、学級費400円)

《奨学生変更》

A,Bの奨学生の権利を入学手続き時に文理向学奨励金に変更することができます。

- ・奨学生A変更→文理向学奨励金10万円給付
- ・奨学生B変更→文理向学奨励金3万円給付